

京都市告示第 388 号

京都市市街地景観整備条例第 16 条第 1 項の規定に基づき，第 2 種
建造物修景地区を変更しましたので，同条第 3 項により準用する同条
例第 6 条第 2 項の規定により告示します。

なお，関係図書を縦覧に供します。

平成 16 年 12 月 20 日

京都市長 梶本頼兼

1 名称及び面積

名 称	面 積
第 2 種建造物修景地区	約 1, 8 0 0 ヘクタール

2 関係図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市景観部都市景観課

(都市計画局都市景観部都市景観課)